

佐賀大学医学部企画推進委員会規程

(平成17年10月20日)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学医学部代議員会規程（平成17年2月17日制定）第7条第4項の規定に基づき、佐賀大学医学部企画推進委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、医学部代議員会委員をもって組織する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。
- (2) 講座等の改組・再編等組織の運営及び整備・充実にに関すること。
- (3) 教員の配置等人事管理に関すること。
- (4) その他医学部の運営方針及び重要事項等の企画推進に関すること。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、医学部長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、必要に応じ作業部会を置くことができる。

2 作業部会の長及び構成員は、医学部長が指名するものとする。

3 作業部会は、委員会から付託された事項について必要な調査・検討等を行い、その結果を委員会に報告しなければならない。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は，平成 1 7 年 1 0 月 2 0 日から施行する。